

岩手県産業復興相談センターの概要

1 設置の趣旨

東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再生を図るため、二重債務問題の解決に向けた「岩手県と経済産業省」との基本合意並びに県内金融関係機関及び産業支援機関等をメンバーとする「岩手県産業復興機構等準備委員会」の合意に基づき、設置するもの。

2 体制について

岩手県中小企業再生支援協議会(盛岡商工会議所内)が設置主体となり、新たに「岩手県産業復興相談センター」を設置。

地元地域金融機関や全国銀行協会等の外部団体、外部支援機関等から35人程度の専門家の派遣を受け入れ、被災事業者からの相談を受け付ける体制を構築。

また、被災地の商工会議所(久慈・宮古・釜石・大船渡)、商工会(洋野町・野田村・普代・田野畑村・岩泉・山田町・大槌・陸前高田)に「産業復興相談センター〇〇事務所」を設置し、各商工会議所及び山田町・大槌・陸前高田の各商工会には、専門の震災アドバイザーを配置。 ※各相談窓口の連絡先は裏面のとおり

3 業務内容について

- (1) 窓口相談業務
- (2) 事業計画のチェック
- (3) 買取価格のチェック
- (4) 債権者間調整
- (5) 「岩手県産業復興機構」への買取要請、進捗状況のフォローアップ

4 相談対象事業者について

東日本大震災によって被災した幅広い事業者に対応する。(個人事業者や小規模企業者を含む中小企業者をはじめ農林漁業者等の幅広い事業者を対象)

相談センターでは、今後の事業計画等によって再生の可能性があると判断した場合は、「岩手県産業復興機構」とともに事業者からのヒアリング等を実施し、債権の買取金額等について統一的な判断を行う。(相談センターが、岩手県産業復興機構に対して買取要請を行う場合は、被災の影響により経営に支障が生じており、収益力に比して過大な債務があり、関係金融機関等が新規融資によってその再生を支援することが見込まれるもの等で再生可能性があると判断された事業者を対象とする。)

岩手県産業復興相談センターの体制

(中小企業再生支援協議会の体制強化)

